

廃棄物の「不法投棄」「野外焼却」禁止

廃棄物の野外焼却は、大量の黒煙や臭いが発生し、近隣に対し大変な迷惑をかけることとなります。焼却する過程で、ダイオキシンと呼ばれる化学物質（環境ホルモン）が発生するといわれており、人の健康への影響が心配されています。ドラム缶、ブロックを積み上げただけの炉や設備の十分でない焼却炉（基準を満たさない焼却炉）での焼却も野外焼却と同じことと見なされます。

廃棄物の不法投棄及び野外焼却（廃棄物処理基準に従わない野外での焼却）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法という）により次のように規定されています。

■投棄禁止（法第16条）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。



■焼却禁止（法第16条の2）

何人も、廃棄物の処理基準に従う場合などを除き、廃棄物を焼却してはならない。

風俗慣習上または宗教上行われる廃棄物の焼却などについては、野外焼却の禁止の対象外となります。

しかし、**野外焼却の禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、命令や各種の行政指導の対象となります。**

■罰則（法第25条第1項第14号、第15号）

5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科。

鹿児島市 廃棄物指導課

連絡先 099-216-1289